(三)　国際事務局は、登録後直ちに国際登録の写しを受理することを希望し、かつ、国際出願で指定されている官庁に対し、関連文書等と共に当該写しを登録後直ちに送付する。受理した官庁は、国際事務局が国際登録を公表するまで当該写しを秘密のものとして取り扱い、審査の目的のためにのみ、当該写しを使用することができる。

11　公表の延期（第一一条関係）

(一)　締約国は、自国の意匠の公表の期間が総会において採択される規則で定める期間より短い場合及び延期について規定していない場合には、宣言により事務局長に通告する。

(二)　国際出願に公表の延期の請求が含まれている場合には、同盟の総会において採択される規則で定める期間の満了の時に公表し、当該出願において(一)の宣言を行った締約国が複数指定されている場合には、それらの宣言において通告された最も短い期間の満了の時に公表する。

(三)　公表の延期が請求され、かつ、国際出願において国内法令上公表を延期することができない締約国が指定されている場合には、国際事務局は、その旨を出願人に通知した後に出願人がその指定を取り下げないときは、当該公表の延期の請求を考慮せず、また、国際出願に複製物が含まれていないときは、当該締約国の指定を考慮しない。

(四)　名義人は、(二)の公表の延期の期間中に国際登録の対象である意匠の公表を請求することができ、また、国際事務局に対し、当該名義人が定める第三者に当該意匠についての抄本を提供し、又は当該意匠へのアクセスを認めるよう請求することができる。名義人が当該延期の期間中に全ての指定締約国について国際登録を放棄し、又は国際登録の対象を一部に限定する場合には、当該国際登録の対象である意匠の全部又は一部（限定されなかったもの）は、公表しない。

(五)　国際事務局は、手数料の支払を条件として、延期の期間の満了時に国際登録を公表する。意匠の見本が添付された国際出願については、名義人が国際事務局に対し複製物の写しを提出しない限り、国際登録は、取り消され、及び公表されない。

12　拒絶（第一二条関係）

　指定締約国の官庁は、国際登録の対象である意匠が自国の法令に基づく保護のための条件を満たしていない場合には、当該指定締約国における国際登録の効果を拒絶することができる。拒絶する締約国の官庁は、国際事務局にその旨を根拠を付して通報し、国際事務局は、名義人に拒絶の通報の写しを送付する。名義人は、拒絶を通報した官庁に適用される法令に基づいて出願をしたとしたならば与えられたであろう救済手段を与えられる。

13　意匠の単一性に関する特別の要件（第一三条関係）

(一)　締約国は、自国の法令が、意匠の単一性に関する特別の要件に合致することをこの協定の締約国となる時に要求する場合には、宣言により、その旨を事務局長に通告することができる。もっとも、国際出願に二以上の意匠を含める出願人の権利に影響を及ぼさない。

(二)　宣言を行った締約国の官庁は、自国が通告した要件に適合するまでの間、国際登録の効果を拒絶することができ、拒絶の理由となった問題を克服するために国際登録が分割される場合には、追加の国際出願について手数料を課することができる。

14　国際登録の効果（第一四条関係）

　国際登録は、国際登録の日から、指定締約国において、当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与のための正規の出願と少なくとも同一の効果を有し、また、拒絶を通報するための期間の満了の日から、指定締約国において当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与と同一の効果を有する。締約国は、宣言により、自国が出願人の締約国である場合には、国際登録における自国の指定が効果を有しない旨を通告することができる。

15　無効（第一五条関係）

　指定締約国の領域における国際登録の効果の一部又は全部に関する無効の決定は、当該国際登録の名義人に防御の機会を与えることなく行うことができない。その領域において国際登録の効果が無効となった締約国の官庁は、その旨を国際事務局に通報する。

16　国際登録に関する変更その他の事項の記録（第一六条関係）

　国際事務局は、国際登録簿に記録されている事項に変更等があった場合には、その変更等を国際登録簿に記録する。国際登録簿の記録は、関係する締約国の官庁の登録簿に記録されたとしたならば有したであろう効果と同一の効果を有する。国際事務局は、国際登録簿の記録に関する記載事項を公表し、その写しを関係する締約国の官庁に送付する。

17　国際登録の最初の期間及び更新並びに保護の存続期間（第一七条関係）

(一)　国際登録は、登録の日から五年を最初の期間として効果を有し、手数料を支払うことを条件として、更に五年間更新することができる。指定締約国における保護の存続期間は、更新を条件として、国際登録の日から一五年とするが、指定締約国の法令が一五年を超える保護の存続期間を定めている場合には、当該指定締約国の法令に定める期間と同一とする。

(二)　国際登録の更新は、指定締約国の一部又は全部及び対象となる意匠の一部又は全部についてすることができる。国際事務局は、国際登録簿に更新を記録し、公表し、その写しを関係する締約国の官庁に送付する。

(三)　締約国は、宣言により、自国の法令に定める最長の保護の存続期間を事務局長に通告する。

18　公表された国際登録に関する情報（第一八条関係）

　国際事務局は、公表された国際登録に関し、手数料を支払った上で国際登録簿の抄本又は国際登録簿の内容に関する情報を請求するいかなる者にも提供する。国際登録簿の抄本は、締約国における認証の要件を免除される。

19　管理規定（第一九条～第二四条関係）

　二以上の国の共通の官庁、ハーグ同盟の構成国、総会、国際事務局、財政及び規則について規定している。

20　改正及び修正（第二五条及び第二六条関係）

　この協定の改正の手続及び総会による特定の規定の修正の手続について規定している。

21　最終規定（第二七条～第三四条関係）

　この協定の締結手続、効力発生、留保の禁止、宣言、廃棄、言語、署名、寄託者等について規定している。